

# 横浜市無料低額宿泊所に関するガイドライン

制 定 平成 15 年 8 月 26 日 福援第 97 号 局長決裁  
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 健生支第 3360 号 局長決裁

題名「無料低額宿泊事業のガイドライン」を改める。

## 1 楽 旨

社会福祉法（以下「法」と言う。）第2条第3項第8号の生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊を提供する事業について、横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年12月横浜市条例第35号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、設置、届出、設備及び運営等に関するガイドラインを示すことにより、適正な事業運営に資することを目的とする。

## 2 定 義

- (1) 「無料低額宿泊所」とは、条例第2条第2項の施設（事業開始後にこれに該当すると見込まれるものも含む。）をいう。
- (2) 「事業者」とは、無料低額宿泊所を設置、運営する者をいう。
- (3) 「近隣住民等」とは、無料低額宿泊所の周辺に居住する者及び無料低額宿泊所周辺の事業所等に勤務する者並びに関係町内会、自治会等をいう。
- (4) 「関係機関」とは、横浜市健康福祉局生活支援課、建築局、消防局、区福祉保健センター生活支援課、生活衛生課等の行政機関をいう。

## 3 入居対象者

横浜市内に生活の本拠のある以下の者とする。

- (1) 住宅に困っている低所得者及び生計困難者
- (2) ホームレスの状態にある者
- (3) その他

## 4 設置又は増設に関する事前調整

無料低額宿泊所を設置しようとするときは、建築確認申請、用途変更等の法的手続き又は賃貸借契約、売買契約の締結など（無料低額宿泊所として使用することを目的として行う法律行為及びこれに関する法的手続き）の前に、以下の事前調整を行うこと。

- (1) 横浜市への事前相談

無料低額宿泊所を設置しようとするときには、横浜市に対し、設置予定地、定員、事

業開始予定日、規模等について事前相談を行うこと。

(2) 無料低額宿泊所の設置予定地の選定等

ア 無料低額宿泊所を設置又は増設する場合の予定地及び定員は、無料低額宿泊所をホームレス等の自立支援施策のひとつとして捉える観点から、横浜市が毎年実施する「ホームレス概数調査」に基づくものとし、また、特定地域への集中を避け、行政区ごとの定員のバランスや地域の実情等を考慮した場所とするため、次のとおりとする。

(ア) 無料低額宿泊所を設置又は増設（以下「設置等」という。）する場合は、以下の二つの基準を満たすこと。

- a 「設置等をしようとする定員数」と該当ブロックの「ブロック別総定員数」（別表）の合計が、「ブロック内ホームレス数」（別表）を超えないこと。
- b 「設置等をしようとする定員数」と該当区の「区別総定員数」（別表）の合計が、「区別ホームレス数」（別表）を超えないこと。

(イ) (ア)の別表は以下のように改定し、本ガイドラインの所管課長が定める。

- a 当該年度の直近で横浜市が実施したホームレス概数調査結果に基づき毎年度改定する。
- b 新規の無料低額宿泊所の設置等があった場合は年度途中に改定する。

イ 無料低額宿泊所の設置は、市街化調整区域を除く区域とする。

(3) 区福祉保健センターとの協議

横浜市への事前相談後、速やかに当該無料低額宿泊所の設置予定地の区福祉保健センターに対して当該無料低額宿泊所の設置趣旨、設備及び運営等について説明を行うとともに、利用の方法等について十分協議すること。

(4) 近隣住民等への事前説明及び協議

ア 区福祉保健センターへの説明の実施後、速やかに当該無料低額宿泊所の設置趣旨、設備、運営等について、近隣住民等に対して事前に説明を行うこと。

イ 事前説明の実施後、近隣住民等に対して次の事項について協議を行うこと。

(ア) 事業の計画

- (イ) 当該無料低額宿泊所の設備及び運営管理体制
- (ウ) 苦情処理の体制
- (エ) 地域の生活環境との調和
- (オ) その他協議の必要な事項

ウ 事前説明及び協議の実施にあたっては、法第4条の規定を尊重し、事業者は近隣住民等に協力して地域福祉の推進に努めること。

エ 事前説明及び協議を実施したときは、5日以内にその内容について横浜市に文書（参考様式9）で報告すること。

(5) 計画の決定

- ア 前項の協議に基づき、当該無料低額宿泊所の設置場所、定員、事業開始予定日、規模等の計画を決定すること。
- イ 計画を決定したときは、5日以内にその内容について横浜市に報告すること。
- ウ (1)から(4)の過程において、関係機関、近隣住民等から疑義や意見があった場合は、積極的に疑義の解消や意見を取り入れるよう努めること。

## 5 届出関係

### (1) 事業開始時

無料低額宿泊所を設置し、その事業を開始しようとする者は、法第68条の2第2項の規定により、その事業を開始する前に、同条第1項に掲げる次の事項について、必要となる資料を添付して、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】開始届（以下「開始届」という。）（参考様式1）により、届出を行うこと。

ただし事業者が地方公共団体又は社会福祉法人である場合は、同条第1項の規定により、事業開始の日から一月以内に届け出るものとする。

なお、添付書類について写しを提出する場合は、代表者名と印で、原本証明を行うこと。

#### ア 開始届に記載する事項

##### (ア) 無料低額宿泊所の名称及び種類

##### (イ) 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

##### (ウ) 条例、定款その他の基本約款

###### a 法人

定款、寄付行為等の法人の概要が分かるものを添付すること。

###### b 任意団体又は個人

団体の概要が分かるもの、個人については、設立の趣旨が分かるものを添付すること（パンフレット等）。

##### (エ) 建物その他の設備の規模及び構造

##### (オ) 事業開始の年月日

##### (カ) 当該無料低額宿泊所の管理者（施設長）及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

##### (キ) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

#### イ その他、添付が必要となる書類

##### (ア) 配置図（建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面）

##### (イ) 案内図（最寄駅から当該無料低額宿泊所までの地図）

##### (ウ) 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況など）

##### (エ) 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの（直近の消防用設備等点検結果報

告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など)

- (オ) 消防法に基づく防火対象物使用開始届出書
- (カ) 資格証、研修終了証、実務経験証明書
- (キ) 損害賠償責任保険証書
- (ク) 改善計画書
- (ケ) 近隣住民等への設置に係る事前説明に関する報告書（参考様式9）

(2) 変更時

ア 事業者は、法第68条の3第2項の規定により、届け出た事項((1)のアの(エ)、(オ)及び(キ)に限る。)を変更しようとするときは、あらかじめその旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（参考様式2-1）により、資料を添付して届出を行うこと。

ただし事業者が地方公共団体又は社会福祉法人である場合は、同条第1項の規定により、変更の日から一月以内に届け出るものとする。

イ 事業者は、法第68条の3第3項の規定により、届け出た事項((1)のアの(エ)、(オ)及び(キ)を除く。)を変更したときは、変更の日から一月以内に、その旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（参考様式2-1）により、資料を添付して届出を行うこと。

(3) 休止又は再開時

事業者は、法第68条の3の規定に準じ、事業を休止又は再開するときは、あらかじめ、その旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（休止・再開）（参考様式2-2）により届出を行うこと。

ただし事業者が地方公共団体又は社会福祉法人である場合は、同条第1項の規定により、休止又は再開の日から一月以内に届け出るものとする。

(4) 廃止時

事業者は、法第68条の4の規定により、事業を廃止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】廃止届（参考様式3）により届出を行うこと。

## 6 設備基準

- (1) 効果的に入居者の自立支援を図るため、一の無料低額宿泊所の定員は50人を超えないこと。
- (2) 建物は耐火建築物又は準耐火建築物であるなど、建築基準法、横浜市建築基準条例及び関連法令等を遵守すること。

- (3) 居室の窓及び照明は、居室毎に独立して使用できること。
- (4) 避難誘導灯、避難口及び避難通路を整備し、入居者の安全確保を図ること。また、消火器及び避難器具等を設置するなど消防法、横浜市火災予防条例及び関係法令等を遵守すること。

## 7 運営基準

- (1) 夜間の緊急連絡体制を確保するとともに、入居者に確実な周知を行うこと。
- (2) 法第 83 条の苦情解決機関等について、配布又は掲示等により入居者に周知すること。  
なお、法第 82 条の規定により、苦情解決に当たっては、事業者は次の体制を定め、対応を図るよう努めること。

### ア 苦情解決責任者

苦情解決の責任を明確にするため苦情解決責任者を置くこととし、事業者の役員等を充てること。

### イ 苦情受付担当者

入居者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、施設長、職員等の中から苦情受付担当者を定めること。

- (3) 食事を提供する場合は、各種法令を遵守するとともに、調理者、調理器具、食品、食器類、食堂等の衛生管理に努めること。
- (4) 事業者は、下記により事業経営の透明性を確保すること。

### ア 領収書や契約書等を保管するとともに、単独施設ごとの収支等に関する帳簿類を整備すること。

### イ 無料低額宿泊所ごとに、収支計算書（参考様式 10）、貸借対照表（参考様式 11）等収支の状況を毎会計年度終了後 3 か月以内に横浜市へ提出すること。

なお、収支計算書及び貸借対照表については、本ガイドラインの定める様式以外の書式であることを妨げない。

- (5) 生活保護を受給している入居者に生活保護費の変更に関わる事柄等が生じた時には、遅滞なく入居者本人から区福祉保健センターに連絡するよう助言するとともに、事業者としても速やかに連絡を行うこと。
- (6) 居室の利用に係る契約書には、部屋番号、居室面積を記載すること。また、居室の利用に係る更新後の契約書には、当初の契約開始日を記載すること。
- (7) 入居者が、月の途中で入退居する場合の費用は原則日割りとすること。

## 8 横浜市への報告等

- (1) 事業者は、無料低額宿泊所ごとに月次実績報告（参考様式 12）を作成し、翌月 15 日までに提出すること。
- (2) 横浜市が無料低額宿泊所に関する調査を実施する際には、事業者はこれに協力する

こと。

## 9 その他

- (1) 入居対象者を横浜市外から連れて来ないこと。
- (2) 法第3条、第4条及び第5条の規定に基づき、入居者の生活向上への支援、地域住民との相互協力、関連する福祉サービスとの連携など、社会福祉の基本理念を遵守すること。
- (3) 入居者で組織される自治会等が入居者から費用を徴収し、施設内で入居者に食事等の提供を行っている場合は、その自治会等に収支計算書等の提出を求め、収支状況を把握するよう努めること。

## 附則

- 1 このガイドラインは平成15年9月1日より施行する。
- 2 「宿泊事業実施に関するガイドライン」(平成12年8月30日施行)は廃止する。

## 附則

- 1 このガイドラインは平成16年6月1日から施行する。
- 2 施行の日に、既に開設している施設及び福祉局より改善計画の経過措置の適用を受けている施設については、当分の間、旧ガイドライン(平成15年9月1日施行)を適用する。
- 3 このガイドラインは、施行日から3年を目途として見直しを行う。

## 附則

- このガイドラインは、平成19年4月1日から施行する。

## 附則

- 1 このガイドラインは平成23年4月1日から施行する。
- 2 6「設置基準」については、当分の間、平成16年6月1日に既に開設している施設及び福祉局より改善計画の経過措置の適用を受けている施設については平成15年9月1日施行のガイドラインを適用し、その他の施設で施行の日に既に開設している施設は、平成19年4月1日施行のガイドラインを適用する。

## 附則

- 1 このガイドラインは平成27年7月1日から施行する。
- 2 6「設置基準」については、当分の間、平成16年6月1日に既に開設している施設及び福祉局より改善計画の経過措置の適用を受けている施設については平成15年9月1

日施行のガイドラインを適用する。また、平成23年4月1日に既に開設している施設は、平成19年4月1日施行のガイドラインを適用する。

この取り扱いに該当しない場合、施行の日に既に開設している施設は平成23年4月1日施行のガイドラインを適用する。

3 前項の規定に関わらず、6「設備基準」(3)については、既存の施設の居室で、上記床面積が確保されていない場合には、段階的、計画的に基準を満たすよう努めることとする。

4 このガイドラインは、施行日から3年を目途として見直しを行う。

#### 附則

1 このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

#### 附則

1 このガイドラインは、令和3年8月17日から施行する。

#### 附則

1 このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。

#### 附則

1 このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

(参考様式 1 )

第二種社会福祉事業【 無料低額宿泊所 】 開始届

年 月 日

横浜市長

[施設設置者]

所在地

名称

代表者

社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始するにあたり、社会福祉法第 68 条の 2 の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 . 施設の名称及び種類

フリガナ				
施設の名称				
施設の所在地		〒 - ビルの名称等		
連絡先	電話番号		FAX 番号	
	Email			
種類		社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業（無料低額宿泊所） ※（サテライト型住居の設置 □なし □あり → 別添 9 ）		

2 . 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

法人等の名称				
主たる事務所の所在地		〒 - ビルの名称等		
連絡先	電話番号		FAX 番号	
	Email			
届出時における法人等の 経歴・資産状況		別添 1 のとおり		
代表者	職 名		氏 名	

3 . 条例、定款その他の基本約款

届出時における法人の定款等	別添 2 のとおり
当該事業の実施を規定している条項	第 条

4. 建物その他の設備の規模及び構造

利用定員	名		
構造	造 階建 (うち、当該施設として使用する部分 階部分の 全部 ・ 一部 )		
敷地面積	$m^2$		
総床面積	$m^2$ (内、当該施設に使用する部分：専用 $m^2$ 、共用 $m^2$ )		
建築年月日	年 月 竣工		
建物の平面図	別添 3 のとおり		
当該事業に使用する設備の有無 (有する設備に☑)	<input type="checkbox"/> 居室 (詳細は別添 4 のとおり) <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
土地及び建物の使用に関する権利	別添 5 のとおり		

5. 当該無料低額宿泊所の事業開始の年月日

年 月 日

6. 施設の管理者および実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

施設の管理者 (施設長)	職名	フリガナ 氏名
(経歴は別添 6 のとおり)		
幹部職員  〔 施設長とは別に幹部職員を 配置する場合のみ記載する 〕	職名	フリガナ 氏名
(経歴は別添 6 のとおり)		

7. 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

運営の方針	
処遇に関すること	別添 7 のとおり
運営規程等	別添 8 のとおり

**【添付書類】**

- 別添 1-1 届出時における法人の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
- 別添 1-2 届出年度前 3 年度分の事業報告・決算書類
- 別添 1-3 届出時における役員等名簿 (参考様式 4)
- 別添 1-4 代表者誓約書 (参考様式 5)
- 別添 2 届出時における法人の定款
- 別添 3 平面図 (各居室の広さや長さがわかり、また条例第 12 条第 4 項 (居室については、居室番号) 及び第 5 項各号の設備の位置が確認できるもの。)
- 別添 4 居室面積・使用料 (家賃) 一覧 (参考様式 6)
- 別添 5 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等 (土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類)

- 別添6 経歴申告書（参考様式7）
- 別添7 入居者に対する処遇に関する項目（参考様式8）
- 別添8-1 運営規程（条例第7条関係）
- 別添8-2 金銭管理規程（条例第26条関係、金銭管理を実施する場合のみ）
- 別添8-3 重要事項説明書（条例第14条関係）
- 別添8-4 事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）
- 別添8-5 事業開始時における契約書（金銭管理）（金銭管理を実施する場合のみ）
- 別添9 サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

#### 【その他、添付が必要となる書類】

- 配置図（建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面）
- 案内図（最寄駅から事業所までの地図）
- 設備・備品等一覧、写真
- 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況など）
- 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など）
- 消防法に基づく防火対象物使用開始届書
- 資格証、研修修了証、実務経験証明書
- 損害賠償責任保険証書
- 改善計画書
- 近隣住民等への設置に係る事前説明に関する報告書（参考様式9）

(参考様式 2-1)

第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届

年　　月　　日

横浜市長

[施設設置者]

所在地

名称

代表者

このたび社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業について、届出事項を変更（するした）ため、社会福祉法第68条の3の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称 \_\_\_\_\_

2 変更事項 (該当する項目に○)

- |                                      |               |
|--------------------------------------|---------------|
| (1) 建物その他の設備の規模及び構造                  | (2) 事業開始の年月日  |
| (3) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法           | (4) 施設の名称及び種類 |
| (5) 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況           |               |
| (6) 条例、定款その他の基本約款                    |               |
| (7) 施設の管理者（施設長）および実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 |               |

3. 変更の内容 (変更前後の比較)

※添付書類 あり なし

4. 変更の事由 \_\_\_\_\_

5. 変更年月日 令和 年 月 日

※添付書類

・  
・

(注) 「2 (1)～(3)」については、変更する前に届出が必要となるので注意すること（地方公共団体及び社会福祉法人が届出する場合を除く）。

(参考様式 2-2)

第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（休止・再開）

年      月      日

横浜市長

[施設設置者]

所在地

名称

代表者

このたび社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業について、休止または再開をするため社会福祉法第68条の3の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1. 施設の名称 \_\_\_\_\_

2. 変更事項（該当する項目に○） ( 休止 ・ 再開 )

3. 変更の事由  
\_\_\_\_\_

4. 変更年月日 令和 年 月 日

5. 変更に係る連絡事項  
\_\_\_\_\_

○ 添付書類

- 
- 
- 

(注) 当届出書は、変更前にそれぞれ届出が必要となるので注意すること（地方公共団体及び社会福祉法人が届出する場合を除く）。

(参考様式3)

第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】廃止届

年      月      日

横浜市長

[施設設置者]

所在地

名称

代表者

このたび社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を廃止したため、社会福祉法第68条の4の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1. 施設の名称 \_\_\_\_\_

2. 廃止年月日                  年      月      日

3. 廃止の事由  
\_\_\_\_\_

4. 廃止に係る連絡事項  
\_\_\_\_\_

○ 添付書類

- 
- 
- 

(注) 当届出書は変更後1カ月以内に届け出ること。

(参考様式4)

役員等名簿  
( 年 月 日現在)

個人又は法人の名称

役職名	フリガナ 氏名	常勤又は 非常勤	職業等	任期	自：開始日（再任の場合は第1期の開始日）
					至：終了予定日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日
				自：	年 月 日
				至：	年 月 日

- (注)
  - ・運営主体が法人でなく個人にあたっては、役職名に「代表者」として1名のみ記載すること。
  - ・相談役、顧問、その他、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する役員、取締役、評議員又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有すると認められるものを含めて記載すること。

(参考様式5)

## 代 表 者 誓 約 書

次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて管轄する警察本部に照会することを承諾します。

### 記

1. 当法人の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当せず、今後もいづれかに該当する者が役員になることはありません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

2. 1の各号に掲げる者が、当法人の経営に実質的に関与しておらず、今後も関与することはありません。

3. 1の各号に掲げる者を(施設の名称)の職員として従事させません。

年       月       日

横浜市長

所在地  
名称

代表者の  
役職名  
氏名

(参考様式6)

## 居室面積・使用料（家賃）一覧

年 月 日作成

事業者名：( )

施設名：( ) 居室数 ( ) 室、定員 ( ) 人

(以下、床面積は〔建築図面からの計算・実測からの壁芯推計〕により記載している。)

(注) 壁芯計算によるものとし、壁芯計算の測定が困難な場合は、内法面積（壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積）の1.15倍を壁芯面積としてください。

また、小数点第3位は切り捨てしてください。(7.436 m<sup>2</sup> → 7.43 m<sup>2</sup>)

居室番号	対象世帯	床面積（専有面積に限る）	居室構造（いわゆる簡易個室※の該当性）	居室の専用設備	居室外の専用収納	一世帯の使用料（または家賃）
1	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
2	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
3	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
4	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
5	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
6	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
7	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
8	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
9	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
10	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
11	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
12	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
13	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
14	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
15	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
16	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
17	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
18	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
19	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円
20	単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他( )	有・無	円

※ 次の①から④のうち、1つでも満たさない場合は、簡易個室に該当します。

①各居室の間仕切壁は堅固なもので、天井まで達していること、②居室ごとに堅固な扉が設置されていること、③出入口が屋外、廊下、又は広間のいずれかに直接面していること、④一の居室定員が一人であること（配偶者その他の親族と同居する場合を除く）

	居室番号	対象世帯	床面積（専有面積に限る）	居室構造（いわゆる簡易個室※の該当性）	居室の専用設備	居室外の専用収納	一世帯の使用料（または家賃）
21		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
22		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
23		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
24		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
25		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
26		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
27		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
28		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
29		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
30		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
31		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
32		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
33		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
34		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
35		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
36		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
37		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
38		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
39		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
40		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
41		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
42		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
43		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
44		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
45		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
46		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
47		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
48		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円

	居室番号	対象世帯	床面積（専有面積に限る）	居室構造（いわゆる簡易個室※の該当性）	居室の専用設備	居室外の専用収納	一世帯の使用料（または家賃）
49		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
50		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
51		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
52		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
53		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
54		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
55		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
56		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
57		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
58		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
59		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
60		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
61		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
62		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
63		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
64		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
65		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
66		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
67		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
68		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
69		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
70		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
71		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
72		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
73		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
74		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
75		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円
76		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（　　）	有・無	円

	居室番号	対象世帯	床面積（専有面積に限る）	居室構造（いわゆる簡易個室※の該当性）	居室の専用設備	居室外の専用収納	一世帯の使用料（または家賃）
77		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
78		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
79		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
80		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
81		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
82		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
83		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
84		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
85		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
86		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
87		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
88		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
89		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
90		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
91		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
92		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
93		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
94		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
95		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
96		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
97		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
98		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
99		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
100		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
101		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
102		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
103		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
104		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円

	居室番号	対象世帯	床面積（専有面積に限る）	居室構造（いわゆる簡易個室※の該当性）	居室の専用設備	居室外の専用収納	一世帯の使用料（または家賃）
105		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
106		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
107		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
108		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
109		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
110		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
111		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
112		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
113		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
114		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
115		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
116		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
117		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
118		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
119		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
120		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
121		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
122		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
123		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
124		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
125		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
126		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
127		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
128		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
129		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
130		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
131		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円
132		単身・家族	m <sup>2</sup>	該当・非該当	炊事・洗面・便所・浴槽 洗濯・収納・他（）	有・無	円

(参考様式 7)

### 経歴申告書

施設の名称				
職名				
カナ			生年月日	年 月 日
氏名				
住所	(郵便番号 - )			
電話番号	( ) -			
主な職歴等				
年月日 ~ 年月日	勤務先等		職務内容	
職務に関連する資格				
資格の種類		資格取得年月日		
備考				

「住所」は自宅のものを記入してください。

「主な職歴等」について直近の状況は詳しく記入してください（退職年月日等）。

「資格の種類」について、社会福祉主任用資格については社会福祉法第19条第1項の該当する号について記載し、その証明書類を添付してください。

(↓確認してレ点を記入してください)

私の経歴は当経歴申告書のとおりで相違ありません。

年 月 日

申告者自署 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(参考様式8)

入居者に対する処遇に関する項目

(施設名称： ) ( 年 月 日作成)

1 職員構成

職 種	常勤・非常勤	職 務 内 容 他	人 数
施設長			1名
			名
			名
			名

上記の職員（施設長を除く。）のうち、社会福祉主任用資格を有する者 \_\_\_\_\_ 名

2 勤務体制

時 間 帯	人 数	備 考
平日・昼間（～：）	名	
祝日・昼間（～：）	名	
夜間（～：）	名	

※ 職員が常駐せず、巡回等により勤務する場合には時間帯ごとの回数や滞在時間が分かるように記載すること。

3 サービス等の提供・料金

居 室 の 使 用 等	費 用 の 種 類	月額（31 日 間）	内 訳 等	
			1	2
居 室 の 使 用 等	居室使用料	円		
	共益費	円		
	電気代	円		
	水道代	円		
	ガス代	円		
		円		
		円		
サ ー ビ ス の 提 供	基本サービス費	円		
	食事提供（朝食）	円		
	食事提供（昼食）	円		
	食事提供（夕食）	円		
		円		
		円		
1か月当たりの合計額		円		

※ 月額には、定額である場合にはその額を、実費による場合には標準的な額を記載してその算定根拠を内訳等に示すこと。

※ 1か月当たりの合計額の内訳等には金額に含まれない費用等について記載すること。

(参考様式9)

## 近隣住民等への設置に係る事前説明に関する報告書

年　　月　　日

横浜市長

[施設設置者]

所在地

名称

代表者

1 施設の名称（仮称）

2 設置予定地

3 予定定員数

4 説明会について

（1）開催日時 平成　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分～　　時　　分

（2）開催場所

（3）出席者及び人数

ア 事業者（担当者名）

イ 近隣住民等（自治会等での役職名・氏名等、出席人数）

（4）説明内容（以下の項目について別紙に記載してください）

ア 施設の開設趣旨について

イ 設備について

ウ 運営体制等について

エ 近隣住民等からの質疑応答（意見及び要望等）

（5）協議内容（以下の項目について別紙に記載してください）

ア 事業の計画

イ 施設の設備及び運営管理体制

ウ 苦情処理の体制

エ 地域の生活環境との調和

オ その他

### 【添付資料】

- ・ 説明会での配布資料
- ・ その他

(参考様式 10)

## 収支計算書

年 月 日

横浜市長

[施設設置者]

所在地

名称

代表者

施設名

(対象期間 年 月 日～ 年 月 日)

科目	金額	
1 収入の部 ・・・・ ・・・・		(例) ○○人×○○円
当期収入合計 (A)		
前期繰越収支差額		
収入合計 (B)		
2 支出の部 ・・・・ ・・・・		
支出合計 (C)		
当期収支差額 (A) — (C)		
次期繰越収支差額 (B) — (C)		

(参考様式 11)

## 貸 借 対 照 表

年 月 日

横浜市長

[施設設置者]

所在地

名称

代表者

施設の名称

(対象期間 年 月 日～ 年 月 日)

科目	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	
・・・	
流動資産合計	
2 固定資産	
・・・	
固定資産合計	
資産合計	
II 負債の部	
1 流動負債	
・・・	
流動負債合計	
2 固定負債	
・・・	
固定負債合計	
負債合計	
III 正味財産の部	
正味財産	
(当期正味財産増加額(減少額))	
負債及び正味財産合計	

## 月次実績報告

(別紙様式12)

令和 年 月 分

事業主体名

施設名称

### 1 各月の利用状況

	入所者数 (うち生保)	退所者数 (うち生保)		
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

### 2 当月末日時点入所者の生活保護実施機関別利用

鶴見区		金沢区	
神奈川区		港北区	
西区		緑区	
中区		青葉区	
南区		都筑区	
港南区		戸塚区	
保土ヶ谷区		栄区	
旭区		泉区	
磯子区		瀬谷区	

### 3 当月末日時点空き居室数

室
---

### 4 当月末日時点入所者の年齢分布

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳	65歳以上	合計
男性								
女性								
合計								

### 5 当月入所者の入所経緯

入所経緯	人数
本人からの直接依頼	
区からの入所依頼	
法人・施設の独自の巡回活動	
医療機関や福祉施設等、他の施設から入所	
(うち、法人内の他施設からの移動)	
その他( )	
合計	

### 6 当月入所者の退所状況

退所理由	人数
生活保護により住居確保	
(うち生活保護でのアパート転居)	
就労収入により住居確保	
年金等受給により住居確保	
自主退所・無断退所	
施設利用規則違反	
合計	